

社会福祉法人のぞみ会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人のぞみ会の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬とは法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(役員等の報酬)

第3条 役員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第4条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬 (日額)	実費弁償費 (日額)
理事会出席報酬等	2,000円	2,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報酬 (日額)	実費弁償費 (日額)
評議員会出席報酬等	2,000円	2,000円

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第5条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第6条 役員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費 (日額)	報酬 (日額)	そ の 他
実 費	15,000円	15,000円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員に報酬は支給しない。ただし交通費実費については支給する事とする。

(報酬等の支給方法)

第8条 報酬支給の時期は年度末3月又は会終了後に支給する。

報酬等は現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

附 則

(改正)

第9条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、評議員会の議決を経なければならない。

この規程は、平成29年 4月 1日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
理 事 長 業 務 報 酬 等 (日額)	2,000 円	2,000 円
理 事 業 務 報 酬 等 (日額)	2,000 円	2,000 円
監 事 監 査 指 導 報 酬 等 (日額)	15,000 円	2,000 円